

社会福祉法人鴨島ひかり会報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鴨島ひかり会評議員及び役員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(支給)

第2条 報酬は、評議員及び役員には支給しない。

2 公用について生じた実費の支給は、鴨島ひかり会「職員諸規程」を準用してこれを支給する。

(旅費等)

第3条 評議員及び役員の出張について生じた旅費や宿泊費等の実費は、鴨島ひかり会の「旅費規程」を適用する。

2 評議員会開催にともなう交通費は原則として定額支給とし、鴨島町在住者には2千円、鴨島町外在住者でひかり会所在地より10km未満は3千円、10km以上は4千円を支給する。

3 役員会及び評議員選任・解任委員会開催にともなう交通費は前項に準ずるものとする。ただし、ひかり会職員については支給しない。

4 前項の定めにかかわらず、さらに遠方からくる評議員及び役員等については、理事会において支給額を定めるものとする。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決による。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。